

昇降機等の定期報告の変更届について

平成23年秋期部会

昇降機等の定期報告の変更届は、設置計画書(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設)の内容を変更した場合に提出する。

<解説>

静岡県、特定行政庁毎に建築基準法施行細則があり、それぞれ定期報告の変更届の規定がある。

静岡県 第 25 条第3項(様式第 41 号)

静岡市 第 33 条第6項(様式第 35 号)

浜松市 第 23 条第5項(様式第 27 号)

沼津市 第 25 条第6項(様式第 28 号)

富士市 第 24 条第6項(様式第 36 号)

富士宮市 第 18 条第4項(様式第 19 号)

焼津市 第 32 条第6項(様式第 29 号)

建築設備の部分の構造の変更をしようとする 20 日前までに、変更届を提出しなければならない。

既設昇降機に、地震時等管制運転装置、戸開走行保護装置等を設置する場合も、変更届を提出する必要がある。